

労働基準広報 2015 No.1869

10/21

CONTENTS

新企業事例 現場に聞く！ 障害者雇用の今 〈第9回〉—— 6

B型事業所立ち上げ業務を移管し 障害者の働く場の拡大を推進

～ジット株式会社～

障害者雇用に積極的に取り組む企業を紹介する本企画。第9回となる今回は、山梨県南アルプス市の「ジット株式会社」の取組みを紹介する。平成16年から障害者雇用に取り組む同社には、現在、4名の障害者が在籍し、インクカートリッジのリサイクル業務に従事している。また、今年の1月にはNPO法人ジット会就労継続支援B型事業所「たいよう」を開所しており、障害者の働く場の拡大を推進している。

(編集部)

●新実務シリーズ/
人事異動の法律ルールと実務Q&A⑨ — 11
＜企業内人事異動⑦＞
～労働組合・組合員への対応、配置転換と労働災害補償～
労働組合の三役を配転させる場合は
高度の業務上の必要性が求められる
(労務コンサルタント・布施直春)

●労働局ジャーナル ————— 24
最長133時間超の違法な長時間労働させた疑い
大阪の「かとく」では初めての書類送検
〔大阪労働局 京都労働局〕

●レポート/全国社会保険労務士会連合会が
JICA技術協力プロジェクトの研修を実施— 25
インドネシア政府幹部22名が来日し
日本の公的年金制度などを学ぶ
(編集部)

●NEWS ————— 1
(改正労働者派遣法が成立・施行される)派遣
の上限は全業務が事業所ごとで3年/(27年
版労働経済白書まとまる)就労参加促す効率
的な人員配置・業務遂行が必要/(27年8月・
労働経済動向調査結果)正社員等の雇用は23
年8月から17期連続不足状態/ほか

●裁判例から学ぶ予防法務 〈第13回〉—— 26
ベストFAM事件
(東京地裁 平成26年1月17日判決)
営業職の者に対する雇入れ1か月半後の解雇の有効性
口頭で伝えたとの言い分は通用せず
解雇事由は私情や感情交えず検討を
(弁護士・井澤慎次)

●連載 労働スクランブル⑳ (労働評論家・飯
田康夫) — 40 ●労務資料 平成26年度雇用均
等基本調査結果②～事業所調査～ — 42 ●わ
たしの監督雑感 北海道・旭川労働基準監督署
次長 高木俊介 — 54 ●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

解雇・退職 [契約社員に正社員転換試験を計4回実施] 不合格者の雇止めは ——— 48 弁護士・新弘江
労働基準法 [特別条項発動の際の手続き] 事後通告は可能か ——— 50 弁護士・岡村光男
派遣法 [一時的に派遣労働者3人に部署を任せる] 法的に問題ないか ——— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内